

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）の別表第2の宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限として現に支払った額を支給することとしている。宿泊費基準額については、毎年度、実勢価格等を確認した上で、必要に応じて見直しを行うこととしており、本年に実施した実勢価格等の調査結果を踏まえた改正を行う。

また、政令第12条に規定する転居費については、省令第15条第1項において、運送業者が家財の運送を行う場合、旅行役務提供者が家財の運送を行う場合又は旅行者が宅配便等により家財の運送を行う場合の算定方法を規定している。国家公務員等の転居の実態を踏まえて、これらの運送を併用した場合の算定を可能とするための改正を行う。

2. 改正の概要

（1）宿泊費基準額及び宿泊手当

宿泊費基準額については、本邦は都道府県を基本単位として、外国は在外公館所在都市を基本単位として、省令別表第2に金額を定めている。これらの一部について見直しを行うとともに、令和7年1月に在エリトリア日本国大使館が開設されたことに伴い、外国にエリトリアを加えることとする。また、宿泊費基準額の見直しに伴い、宿泊手当（政令第11条に規定する宿泊手当をいう。）の定額を定める省令別表第3の一部についても見直しを行う。

（2）転居費の算定方法

省令第15条第1項において、同項各号の運送を併用した場合の算定方法を加える。

3. 今後のスケジュール

公布日：令和8年2月頃（予定）

施行日：令和8年4月1日